

# 事業概要

令和4年度実績

千葉市 東部  
西部 児童相談所

# 児童憲章

(昭和 26 年 5 月 5 日制定)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不充分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

## 子どもの権利条約（引用：日本ユニセフ協会抄訳）

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」って聞いたことがありますか？  
世界中のすべての子どもたちがもっている“権利”について定めた条約です。この条約の定める権利には、大きく分けると以下のようなものがあります。そして、子どもにとって一番いいことを実現しようとうたっています。  
日本も1994年にこの条約を批准しました。



### 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



### 育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



### 守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



### 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

## 「子どもの権利条約」4つの原則

「子どもの権利条約」は、子ども（18歳未満）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。さらに、おとなへと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。また、すべての子どもに保障される権利のほかに、難民や少数民族の子ども、障がいのある子どもなど、特に配慮が必要な子どもの権利についても定めています。

「子どもの権利条約」には、4つの原則があります。この4つの原則は、それぞれ条文に書かれた権利であると同時に、条約で定められているほかの権利を考えるときに、常に合わせて考えることが大切です。

### 命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

### 子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

### 意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

### 差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

# 内容

I 児童相談所の概要 .....	1
1 児童相談所の事業 .....	1
(1) 相談の種類と主な内容 .....	2
(2) 相談業務の流れ.....	3
2 児童相談所の概況 .....	4
(1) 所管区域と人口（令和5年4月1日時点） .....	4
(2) 所在地案内.....	5
(3) 施設の概要（養護教育センターとの複合施設） .....	5
(4) 児童相談所の組織変遷 .....	6
(5) 職員構成（令和4年4月1日時点） .....	6
(6) 事務分掌 .....	8
(7) 職員研修体系 .....	9
(8) 社会福祉審議会（児童福祉専門分科会処遇検討部会） .....	9
II 相談業務 .....	10
1 業務内容 .....	10
(1) 相談受付 .....	10
(2) 措 置.....	10
2 相談実施状況.....	11
(1) 相談件数推移 .....	11
(2) 経路別受付状況.....	11
(3) 年齢別・種別受付状況 .....	11
(4) 相談処理 .....	16
3 電話相談 .....	21
III 里親支援業務 .....	22
1 業務内容 .....	22

2 令和4年度実施状況	23
(1) 里親の認定登録・研修に関すること	23
(2) 委託に関すること	24
(3) 制度推進に関すること	24
(4) 里親支援体制	25
3 里親の状況	26
IV 虐待対策業務	28
1 業務内容	29
(1) 児童虐待通告等に係る対応	29
(2) 児童虐待に係る統計分析や広報・啓発	29
(3) 児童虐待に係る関係機関との連絡・調整・支援	29
2 虐待通告受付・対応状況	30
3 広報・啓発活動	32
4 夜間電話相談	32
5 参考（法改正等）	33
V 家庭支援業務	34
1 社会診断	34
(1) 調査とは	34
(2) 方法と調査事項	34
2 個別指導	35
(1) 助言指導	35
(2) 繼続指導	35
(3) 法第27条第1項3号の措置により施設等入所中の家庭への指導	35
3 担当地域の把握と関係機関との連絡調整	36
(1) 児童家庭支援センターとの連携	36
(2) 要保護児童対策地域協議会	36
(3) アフターケア事業の活用	36

4 子どもの権利擁護に関すること .....	36
VI 診断指導業務.....	37
1 診断・指導実施状況 .....	37
2 心理検査等実施状況 .....	38
3 療育手帳に関わる判定状況 .....	39
( 1 ) 療育手帳制度 .....	39
( 2 ) 判定実施状況 .....	39
4 判定意見書等交付状況 .....	40
5 1歳6か月児、3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導事業 .....	41
6 各種事業 .....	42
VII 一時保護業務 .....	45
1 一時保護の目的と必要性 .....	45
( 1 ) 緊急保護 .....	45
( 2 ) 行動観察 .....	45
( 3 ) 短期入所指導 .....	45
2 一時保護の期間、援助の基本 .....	46
3 一時保護の入所に際して .....	46
4 一時保護所の子どもの生活 .....	46
( 1 ) 生活 .....	46
( 2 ) 曰課 .....	46
( 3 ) 学習について .....	47
( 4 ) 保育活動の充実 .....	47
( 5 ) 所内活動や所外活動について .....	47
5 一時保護状況 .....	49

## ✿はじめに✿

令和4年度も、多くの関係者や関係機関の皆さん、地域住民の方々にご支援・ご協力をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。

千葉市の児童相談所は、開所から30年を経過した昨年度、管轄区を分け、東部児童相談所と西部児童相談所の2所体制となりました。年々増え続ける児童虐待通告件数、それに伴う継続支援家庭数の増加、そしてこれらに対応するための組織規模の拡大。令和4年度は、このような状況の中、様々な相談事案へのより迅速な対応と、円滑な組織運営のため、千葉市の児童相談所が新たな一步を踏み出し、その基盤固めを着実に進めた一年でした。

そこには、日々の対応とともに、新たな取り組みを検討しながら、児童相談所としての責務を果たすべく、全力で取り組んできた職員一人ひとりの努力があります。

この事業概要には、相談対応などの内容や統計データと合わせ、各児童相談所が新たな体制の中で工夫を凝らし、そして相互に協力し合いながら、セクションごとに取り組んできた、様々な足跡が記されています。

振り返ってみると、令和4年度は、社会全体で子どもたちへの新型コロナウイルス感染が広がる中、それまで以上に一時保護所あるいは職場内における感染防止の対策や、感染時の対応に尽力した一方で、児童虐待事案への対応に奔走し、一時保護を行った子どもたちの権利を守るために取り組みについて考えを巡らせているうちに、慌ただしく過ぎていきました。そこに2所化初年度の体制整備が重なり、まさしく、職員一人ひとりの頑張りに支えられた一年だったと、改めて感じます。

そうした中で、前年度に創設した「委員会制度」や各WG、合同研修等を通じて、東西児童相談所の職員が、縦・横・斜めに、所属やセクション、職位を超えて交流することで、課題認識や目指すべき方向性が共有され、結果、職員同士の結びつきに、そしてチーム力の強化に良い影響をもたらしてくれたことは、とても有難いことでした。

今後も私たち児童相談所は、職員のチーム力を高めていきながら、これまでの歩みを振り返り、検証し、その学びや経験を糧にして、「子どもの権利を擁護する」機関として、「子どもと家庭を、守り支える」ことを命題とした取り組みを、さらに強化していきたいと考えています。

ご指導・ご支援のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

千葉市東部児童相談所長

山口 美登里





千葉市児童相談所  
千葉市養護教育センター

# I 児童相談所の概要

## 1 児童相談所の事業

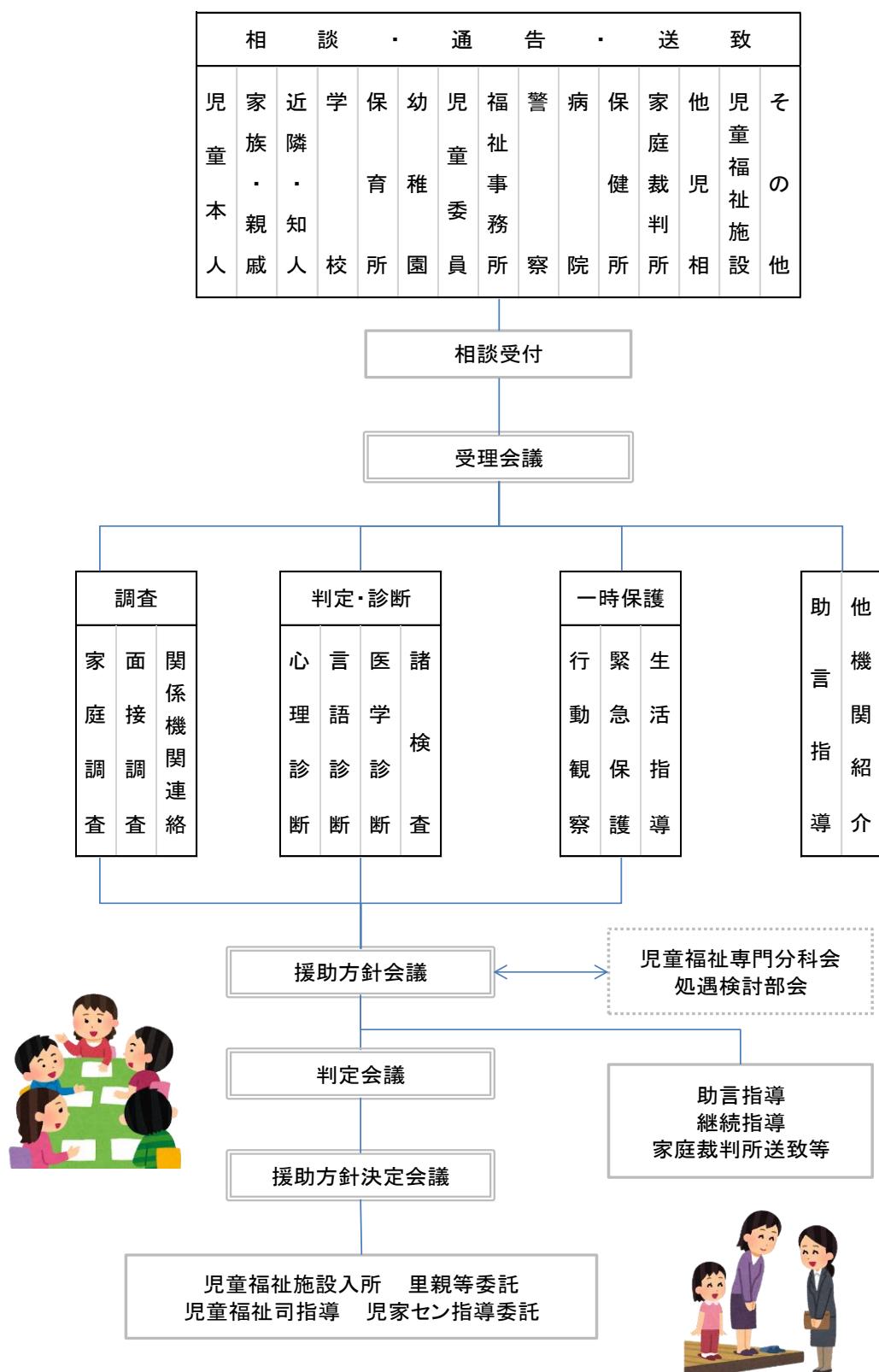
児童相談所は、児童福祉法第12条に基づいて各都道府県（政令指定都市等を含む）に設置されている児童福祉行政機関である。その目的は、18歳未満の子どもに関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題、子どもの置かれた環境、状況を的確に捉え、個々の子どもや家庭などに最も効果的な援助を行ない、子どもの福祉を図り、その権利を保護することである。具体的には次のような業務を行っている。

- ① 子どもに関するあらゆる問題について、家庭その他からの相談に応じる。
- ② 福祉事務所、保健センター、家庭裁判所、警察署、他関係機関等から、子どもの通告、送致を受け、援助活動を行う。
- ③ 子ども及びその家庭について、児童福祉司による社会診断、児童心理司による心理診断、児童指導員及び保育士による行動診断、医師による医学診断、その他の診断により総合診断を行い、問題解決のために最も適切な援助方針を立て、指導援助を行う。
- ④ 必要に応じて、子どもの一時保護を行い、又は適当なものに一時保護を委託する。
- ⑤ 必要に応じて、子どもを児童福祉施設に入所（指定発達支援医療機関への委託を含む）させ、又は里親等に委託する。
- ⑥ 義務教育終了児童等に対し、自立援助ホームに入所させ、自立を図るための相談その他の日常生活上の援助等を行う。
- ⑦ 乳幼児の疾病や障害の早期発見、早期援助図るため、保健所、保健センターと協働して1歳6か月児、3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導を行う。
- ⑧ 家庭、地域に対する相談援助活動及び家庭養育支援の総合的な企画、実施を関係機関と連携して行う。

## (1) 相談の種類と主な内容

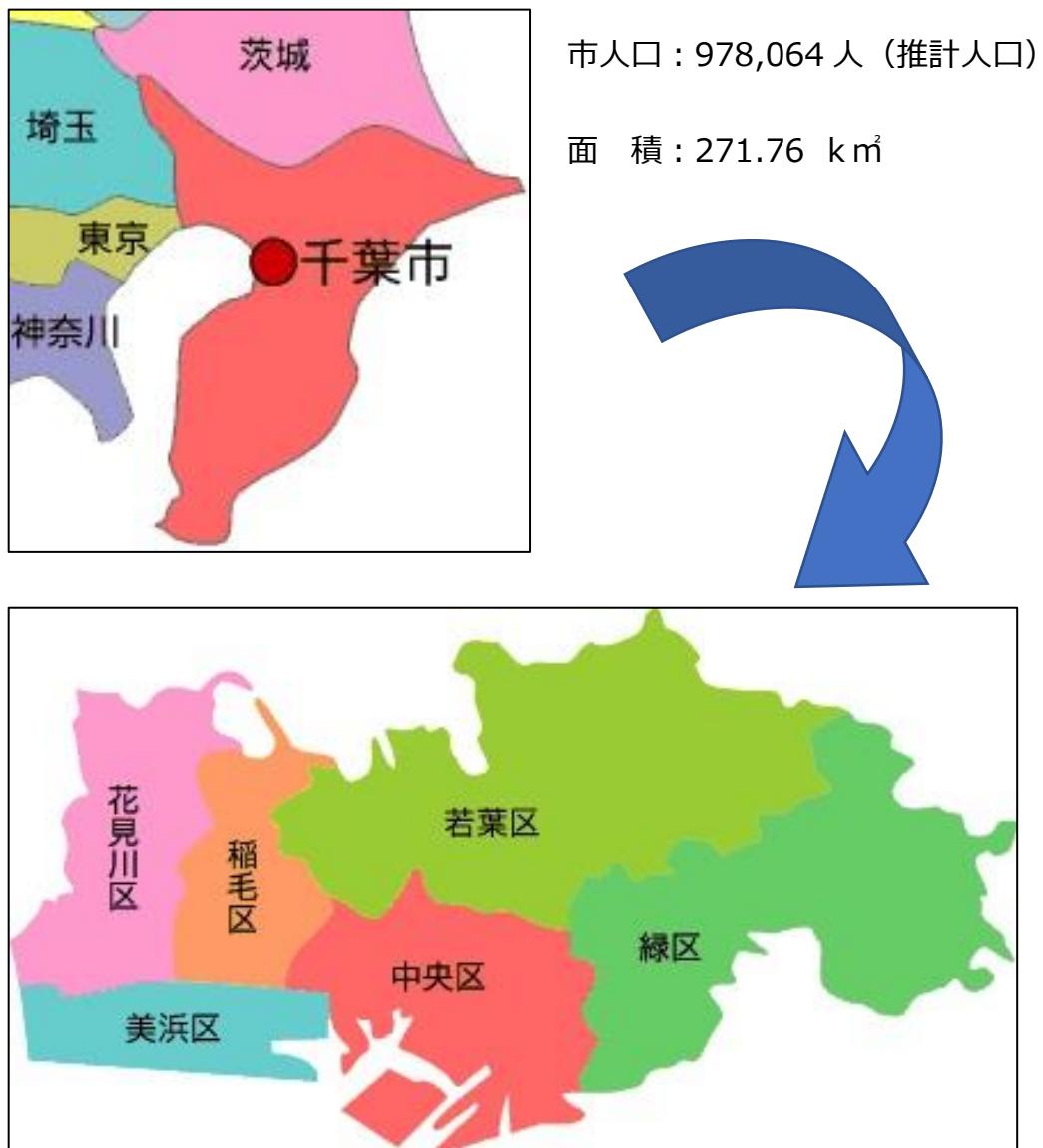
養 護 相 談	児童虐待相談	児童虐待の防止に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待…生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待…性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待…暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト）…保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障 害 相 談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等、他の種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠如・多動症等の子どもに関する相談
非 行 相 談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくても、調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する
育 成 相 談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育儿・しつけ相談	家庭内における幼児の育儿・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談

(2) 相談業務の流れ



## 2 児童相談所の概況

### (1) 所管区域と人口（令和5年4月1日時点）



区別人口（推計人口）

中　央　区	214,064人
花　見　川　区	177,026人
稻　毛　区	160,019人
若　葉　区	145,267人
緑　区	129,350人
美　浜　区	152,338人

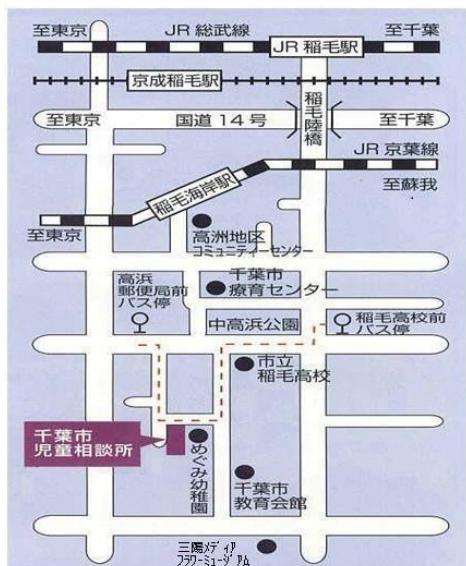
（令和5年4月1日時点）

18歳未満人口推移（住民基本台帳人口）

平成31年	145,605人
令和2年	143,097人
令和3年	140,628人
令和4年	138,688人
令和5年	136,233人

（各年3月31日時点）

## (2) 所在地案内



### 所在地

〒261-0003 千葉市美浜区高浜3-2-3  
 T E L 043(277)8820(東部)  
 043(277)8821(西部)  
 F A X 043(278)4371

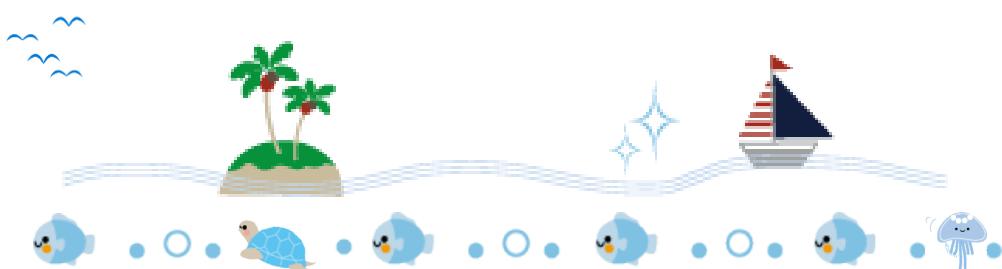
### 利用交通機関

- ◎ JR 総武線「稻毛駅」から、千葉海浜交通バス「高浜車庫」行き又は「稻毛海浜プール」行きに乗り、「稻毛高校」下車、徒歩約7分
- ◎ JR 京葉線「稻毛海岸駅」から、徒歩約20分

## (3) 施設の概要（養護教育センターとの複合施設）

敷 地 面 積	4,700m <sup>2</sup>
構 造・規 模	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造・4階建、一部2階建
建 築 面 積	2,062m <sup>2</sup>
延 床 面 積	4,859m <sup>2</sup>
(児童相談所)	3,738m <sup>2</sup>
(養護教育センター)	1,121m <sup>2</sup>

4 階	セ 養 ン 護 タ 教   育	事務室（養護教育センター）		
		図書室		
3 階		待合室（養護教育センター）		
		研修室 ことばのへや		
2 階	児 童 相 談 所	カウンセリングルーム プレイルーム 面接室 聴力検査室 多目的室	(一時保護所) 居室 プレイルーム 洗面室 洗濯室 浴室 医務室	
		事務室 待合室（児童相談所） 相談室 診察室 会議室	(一時保護所) 事務室 居室 面会室 食堂 厨房 学習棟	



#### (4) 児童相談所の組織変遷

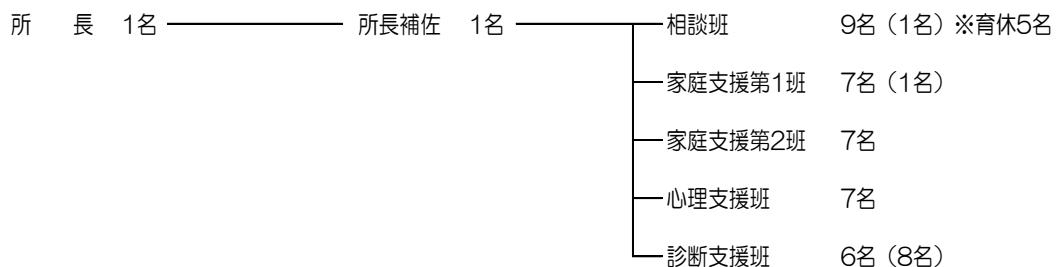
平成 4年 千葉市の政令指定都市移行と同時に開設  
平成 14年 虐待対策班（係）を新設  
平成 28年 里親支援班を新設  
平成 29年 虐待対策班を廃止し、調査指導班を三班体制化  
平成 31年 虐待対策班を再設置  
令和 2年 診断指導班を二班体制化  
令和 3年 総務班、障害診断班を新設、調査指導班を四班体制化  
令和 4年 東部・西部二所化

#### (5) 職員構成（令和4年4月1日時点）

東部児童相談所 131名（うち会計年度任用職員55名）



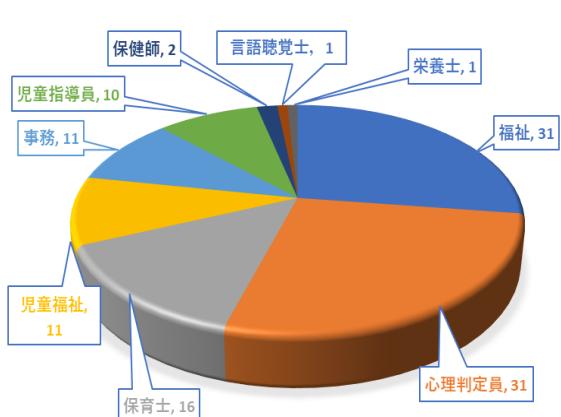
西部児童相談所 48名（うち会計年度任用職員10名）



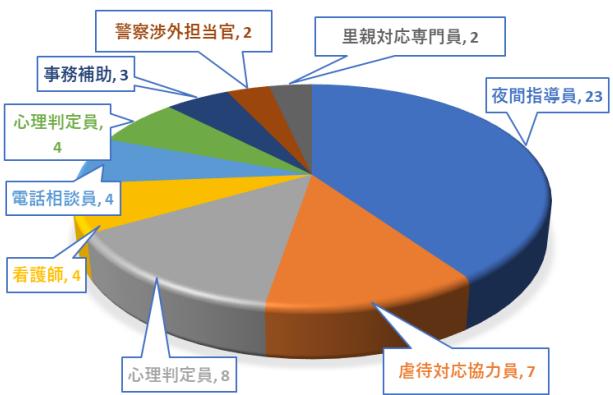
## 児童相談所は、多職種が多数の関係機関と連携し、面的に児童らを支援しています

### (職種別職員数)

正規職員：職種別職員数（単位：人）



会計年度任用職員：職種別職員数（単位：人）



### (主な職種の業務内容)

- ・児童や保護者との面接
- ・社会調査、社会診断
- ・家庭環境等の調整

児童福祉司



- ・児童の心理面接
- ・知能・性格等の心理検査
- ・保護者、関係者等と児童の関係調整

児童心理司



- ・一時保護児童の生活支援
- ・一時保護児童の学習支援及び保育
- ・一時保護児童の行動観察

児童指導員・保育士



- ・健康教育、性教育
- ・一時保護児の健康支援
- ・医療、保健等の関係機関との連絡調整

保健師



### (主な関係機関)

千葉市養護教育センター	市内児童家庭支援センター
千葉市療育センター	市内相談支援事業所
千葉市発達障害者支援センター	各区障害者基幹相談支援センター
ちばアフターケアネットワークステーション (CANS)	児童福祉施設等（児童養護施設他）
千葉市ひきこもり地域支援センター	医療機関等（病院、クリニック他）
千葉市子ども・若者総合相談センター (Link)	教育機関等（幼稚園、小中学校、高校他）

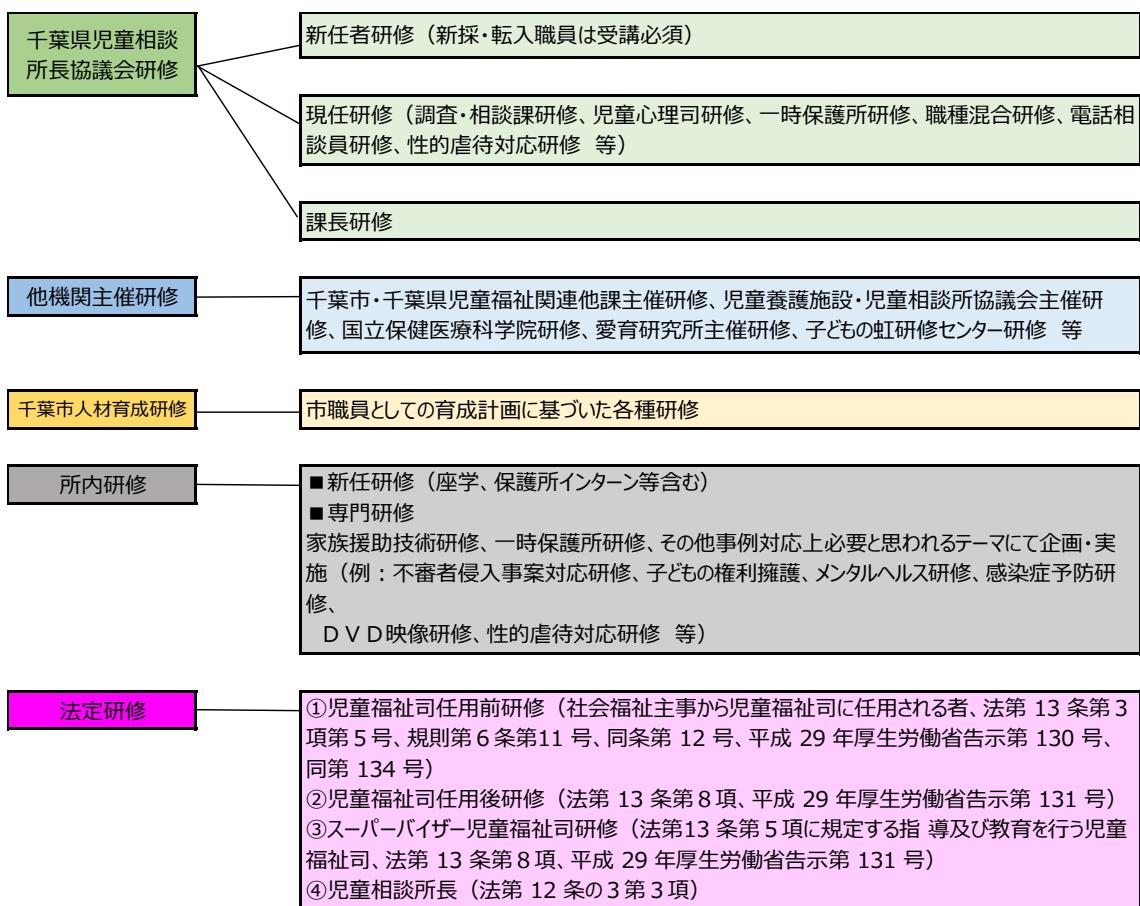


(6) 事務分掌

相 談 班	(1) 通告、送致等の受付 (2) 児童福祉施設（保健福祉センターの所管に属するものを除く）、里親等への措置、自立援助ホームへの委託 (3) 児童記録票及び関係書類の整理保管 (4) 障害児施設給付費等の決定
緊 急 支 援 班	(1) 児童虐待の相談、通告等に係る対応 (2) 児童虐待に係る調査研究 (3) 児童虐待に係る関係機関との連絡及び調整
家 庭 支 援 班	(1) 児童及び家庭についての調査、社会診断及びこれらに基づく指導 (2) 児童福祉施設等措置費用の負担能力の認定 (3) 障害児施設負担上限月額等の認定 (4) 関係機関等との連絡及び調整
心 理 支 援 班	児童の心理診断及び指導（家庭支援班の所管に属するものを除く。）
里 親 支 援 班	(1) 里親の登録申請 (2) 里親の相談及び支援
診 断 支 援 班	障害に関する児童の心理診断、言語聴覚診断、医学診断等及び指導（家庭支援班の所管に属するものを除く。）
一 時 保 護 班	(1) 児童の一時保護の実施 (2) 一時保護児童の生活指導、行動観察及び行動診断 (3) 一時保護児童の移送 (4) 一時保護児童の所持品の引取り、保管及び処理
企 画 調 整 班	(1) 庶務・庁舎の維持管理 (2) 新児童相談所設置の企画・調整 (3) 児童福祉施設等措置費用の徴収及び滞納処分 (4) 社会祉審議会児童福祉専門分科会処遇検討部会



## (7) 職員研修体系



## (8) 社会福祉審議会（児童福祉専門分科会処遇検討部会）

根拠法令 児童福祉法第27条、同法第33条

### 第27条第6項

第1項第1号から第3号までの措置（第3項の規定により採るもの及び第28条第1項第1号または第2号ただし書きの規定により取るもの）を除く。もしくは第2項の措置を解除し、停止し、もしくは他の措置に変更する場合で、保護者の意に反するとき等は児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

児童相談所における援助の決定の客観性の確保と専門性の向上を図ることにより、子どもの最善の利益を確保するため、本市においては、千葉市社会福祉審議会条例第7条に基づく専門分科会に処遇検討部会を設置している。当該部会の決議をもって審議会の決議となる。

## II 相談業務

相談業務は、相談班の児童相談員が担当している。児童相談員は、児童相談所における最初の窓口として、市民及び関係機関からの相談等に応じる相談業務、施設入所を始めとする措置業務を中心に行い、児童相談所と各関係機関との連絡調整を図っている。

### 1 業務内容

#### (1) 相談受付

児童相談所は、子どもに関わる様々な問題について、子ども及びその家族、学校、福祉事務所、警察などの関係機関からの相談に応じている。その相談方法には、子ども及びその家族、関係者が直接来所する方法、関係機関からの文書による通告・送致による方法に加え、電話相談がある。

来所による相談については、児童相談員が受付面接（インテーク）を行い、相談の目的・ニーズ（主訴）を把握するとともに、問題発生の経過、原因、問題点などを探求し、相談所で行える援助について説明を行なう。また、内容によっては他の機関を紹介する。

通告・送致は主に警察、福祉事務所等から行われる。問題が急迫している場合は、子どもの身柄を伴う場合もある。

受付したケースはすべて受理会議に提出され、子どもの安全や緊急性の確認、当面の処遇並びに効果的な対応を検討し、調査、診断及び一時保護の要否等を決定する。

#### (2) 措 置

児童福祉法第27条1項第3号による里親委託、施設入所に代表される子どもの処遇についての諸業務を、援助方針決定会議の決定に基づいて行っている。

主な措置として、以下のものがある。

- ① 里親・ファミリーホームへの委託、児童福祉施設等への入所
- ② 家庭裁判所への送致
- ③ 児童福祉法第27条第1項第2号による児童福祉司指導等



## 2 相談実施状況

### (1) 相談件数推移

令和4年度の相談総件数は6,366件であり、前年度の6,551件に対し185件減少した。月別では、11月に多い傾向がある。（表1-1）

増減はあるものの、相談件数は増加傾向にあり、5年前（平成29年相談件数5,554件）と比較すると115%、10年前（平成24年相談件数4,502件）とでは141%、15年前（平成19年相談件数3,388件）とでは188%の増加率となっている。（表1-2）

### (2) 経路別受付状況

経路別では福祉事務所からの相談が1,701件（26.8%）と最も多く、続いて警察署からの相談1,015件（15.9%）、家族・親戚からの相談940件（14.8%）の順となっている。

（表2）

福祉事務所からは療育手帳の判定依頼によるもの、警察署からは虐待の通告によるものが大半を占めている。

### (3) 年齢別・種別受付状況

種類別に見ると、養護相談が3,252件（51.1%）と最も多く、続いて障害相談2,409件（37.8%）の順となっている。養護相談の中では、虐待相談が2,358件（72.5%）と大半を占めている。障害相談の中では、知的障害相談が2,140件、育成相談の中では性格行動相談が198件と最も多くなっている。（表3）

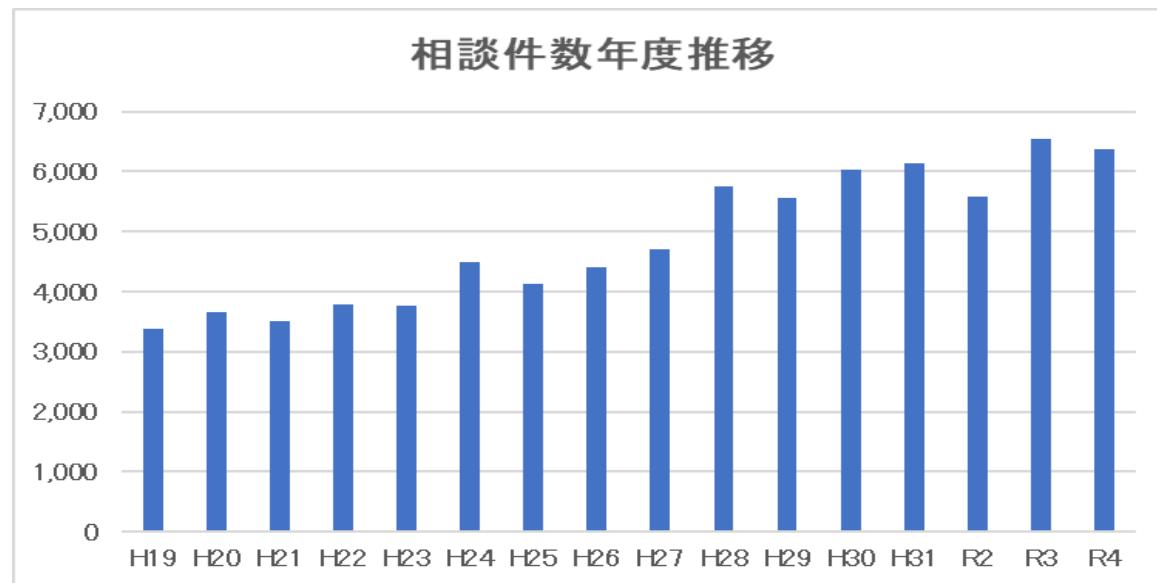
また養護相談の件数が年々増加しており、特に構成割合の増加が顕著といえる。

(表1－1) 月別受付状況

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	452	659	643	482	530	586	534	762	463	502	389	364	6,366

(表1－2) 年度推移

年度別	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
相談件数	3,388	3,667	3,510	3,796	3,762	4,502	4,122	4,413	4,702	5,748	5,554	6,041	6,145	5,574	6,551	6,366



(表2) 経路別受付状況

	都道府県・政令市等				市町村				児童福祉施設 指定発達支援医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察署	家庭裁判所	保健所及び医療機関	
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関					保健所	医療機関
	男	114	1,159	159	114	3	0	0	2	52	81	3	5	10	563	16	1
女	107	542	75	54	1	0	1	1	31	66	0	7	4	452	8	2	92
計	221	1,701	234	168	4	0	1	3	83	147	3	12	14	1,015	24	3	167

	学校等			里親	児童委員 (通告仲介含む)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	(再掲)			
	幼稚園	学校	教育委員会等								措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
	男	32	202	63	1	0	501	364	48	163	3,731	2	13	136
女	18	228	42	0	0	439	291	52	122	2,635	2	12	119	164
計	50	430	105	1	0	940	655	100	285	6,366	4	25	255	269

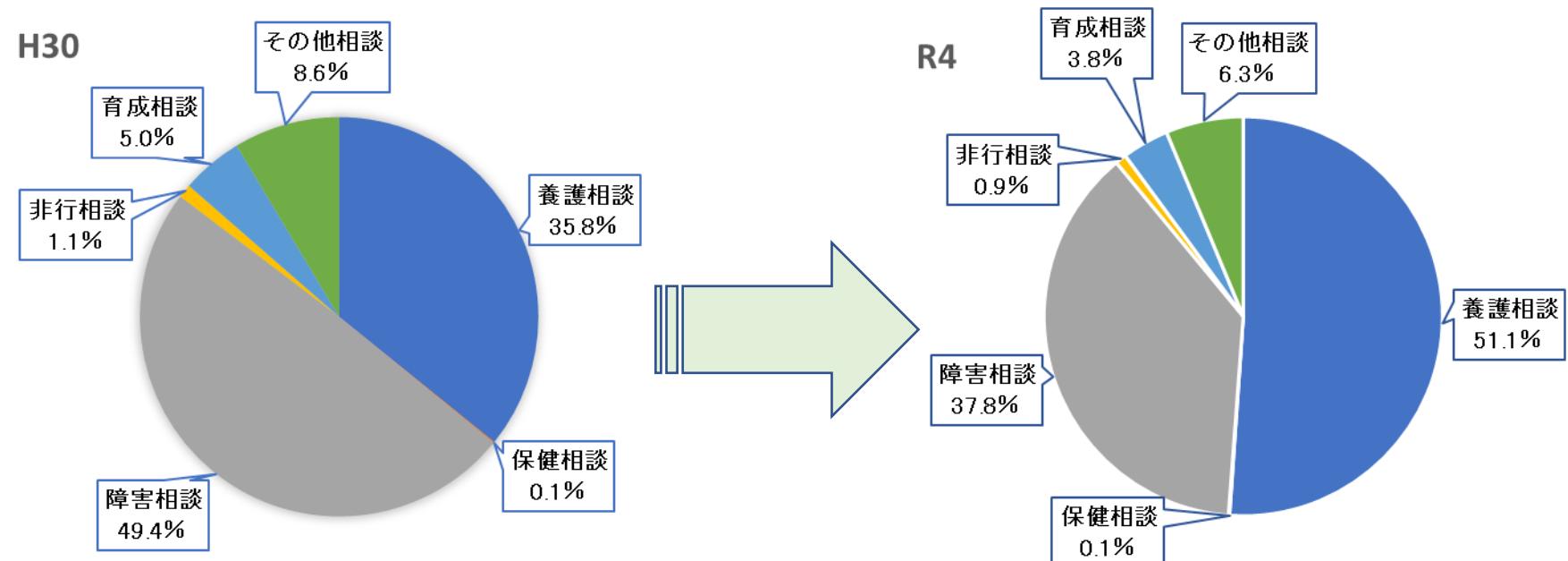


(表3) 年齢別・種別受付状況

	養護相談		保健 相 談	障 壱 相 談						非行相談		育 成 相 談				その他の相談	計
	児童虐待	その他の		肢 体 不 自 由	視 聽 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し つ け		
0歳	152	68	1	0	0	0	1	11	0	0	0	0	0	0	3	24	260
1歳	141	61	3	1	0	50	1	44	12	0	0	4	0	0	3	19	339
2歳	143	45	0	0	0	25	0	78	10	0	0	8	0	0	2	11	322
3歳	152	61	0	0	0	25	0	155	32	0	0	12	0	0	4	15	456
4歳	140	58	0	2	0	19	4	132	10	0	0	11	1	1	2	7	387
5歳	137	53	0	1	0	29	2	150	4	0	0	6	0	0	1	11	394
6歳	169	43	1	3	0	10	1	183	1	1	0	5	1	1	0	15	434
7歳	150	57	0	0	0	0	2	97	1	1	0	8	2	1	0	9	328
8歳	144	42	2	0	0	2	1	132	1	2	1	62	2	1	2	41	435
9歳	138	40	0	0	0	1	1	102	1	2	2	5	0	0	0	10	302
10歳	141	49	0	1	0	1	0	94	1	1	0	9	3	0	0	17	317
11歳	138	44	0	1	0	0	1	117	1	3	4	10	2	0	0	16	337
12歳	111	41	0	0	0	0	0	115	0	5	4	8	1	0	0	16	301
13歳	121	32	0	3	0	0	0	121	0	1	3	11	1	0	0	10	303
14歳	114	48	0	1	0	0	0	159	2	3	2	7	3	0	1	40	380
15歳	109	58	0	0	0	1	0	91	0	2	1	8	1	1	0	36	308
16歳	81	54	0	0	0	0	1	62	1	8	3	10	0	1	0	39	260
17歳	76	33	0	0	0	0	0	133	1	5	2	7	0	1	0	38	296
18歳以上	1	7	0	0	0	0	0	164	0	0	0	7	0	0	0	28	207
合計	2,358	894	7	13	0	163	15	2,140	78	34	22	198	17	7	18	402	6,366

(表3－参考) 種別相談件数年度推移

相談種別	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他相談	計
H30	2,162 (35.8%)	3 (0.1%)	2,985 (49.4%)	69 (1.1%)	305 (5.0%)	517 (8.6%)	6,041 (100%)
H31	2,589 (42.1%)	10 (0.2%)	2,840 (46.2%)	54 (0.9%)	262 (4.3%)	390 (6.3%)	6,145 (100%)
R2	2,564 (46.0%)	8 (0.2%)	2,355 (42.2%)	33 (0.6%)	195 (3.5%)	419 (7.5%)	5,574 (100%)
R3	3,130 (47.8%)	9 (0.1%)	2,734 (41.7%)	35 (0.5%)	228 (3.5%)	415 (6.3%)	6,551 (100%)
R4	3,252 (51.1%)	7 (0.1%)	2,409 (37.8%)	56 (0.9%)	240 (3.8%)	402 (6.3%)	6,366 (100%)



(表4) 養護相談における理由別施設入所・里親委託件数

	家出 (失踪を 含む)	死亡	離婚	傷病 (入院を 含む)	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	0	0	0	0	25	8	8	41
里親・ ファミリーホーム委託	0	0	0	0	3	7	1	11

(表5) ぐ犯・触法相談の内容別受付件数

	男	女	計
窃盗・万引き	5	2	7
金銭持ち出し	4	0	4
暴行・傷害・器物損壊	6	0	6
放火・弄火	1	0	1
家出・浮浪	7	11	18
性的逸脱	11	2	13
その他の	7	0	7
合 計	41	15	56



#### (4) 相談処理

児童相談所では受け付けた相談について次のような援助をとり、相談の処理としている。（表6）

##### ① 面接指導

面接指導では、ア 助言指導、イ 繼続指導、ウ 他機関あっせん、に分類され、その内容は次の通りである。なお、面接指導は在宅による指導を前提としており、在宅指導には面接指導の他に児童福祉法による措置としての指導も行われることがある。

###### ア 助言指導

1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子ども、保護者等に対する指導をいう。

###### イ 繼続指導

複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。

###### ウ 他機関あっせん

他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに関連する制度の利用が適当と認められるケースについては、子どもや保護者等の意向を確認の上、速やかに当該機関にあっせんする。

##### ② 児童福祉司指導

複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等において、児童福祉司が子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じて通所させる等の方法により、継続的に指導を行う。

##### ③ 児童委員指導

問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられるケースに対して指導を行う。

##### ④ 児童家庭支援センター指導

地理的要因や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるケースに対して行う。

##### ⑤ 訓戒・誓約

子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行う。

⑥ 児童福祉施設入所

児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、乳児院、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設へ児童を入所させる。入所にあたっては、児童相談所で相談を受けた後、社会診断・心理診断・行動診断等各側面からの検討を行い、慎重に判断する。

⑦ 指定発達支援医療機関委託

重症心身障害児、肢体不自由児（筋萎縮症児）について、児童福祉法第27条第2項の規定により指定発達支援医療機関に児童福祉施設と同様に入所させて、治療等を行う。

⑧ 里親等委託

里親として市が認定した者、あるいは小規模住宅型児童養育事業を行う者に、家庭での養育に欠ける子どもを委託し、児童の健全な育成を図る。

⑨ 福祉事務所送致等

子ども・保護者等を、福祉事務所の知的障害者福祉司または社会福祉主事に指導させる必要がある場合、助産施設・母子生活支援施設・保育所への入所措置をとる必要がある場合、15才以上の子どもについて身体障害者更生援護施設または知的障害者援護施設に入所させることが適当である場合に、福祉事務所へ送致、報告または通知する。

⑩ 家庭裁判所送致

ア 児童福祉法第27条第1項第4号による送致

触法少年及び犯少年について、専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがその子どもの福祉を図る上で適当と認められる場合に行う。

イ 児童福祉法第27条の3による送致

一時保護中または児童自立支援施設等の施設へ入所中の子どもであって、無断外出等が著しく、行動自由の制限を行う真にやむを得ない事情があると認められる場合に行う。



(表6) 相談種別処理状況

		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	福祉事務所送致・通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家裁送致第27条第1項第4号	障害児施設等への利用契約	その他	計	施設待機(再掲)
		助言指導	継続指導	他機関あっせん						入所	家裁送致(第27条の3)(再掲)	通所							
相養 談護	児童虐待	2,252	220	0	17	0	5	124	0	25	0	0	0	3		0	0	2,646	20
	その他	702	299	35	0	0	0	2	0	8	0	0	0	7		0	0	1,053	1
保健相談		3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	7	0
障害 相談	肢体不自由	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		10	0	17	0
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	言語発達障害等	92	58	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	163	0
	重症心身障害	8	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		7	0	20	1
	知的障害	2,085	31	17	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0		2	0	2,139	2
	発達障害	61	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1	0	72	0
相非 談行	ぐ犯等	17	0	7	0	0	1	0	0	3	1	0	0	0	3	0	0	31	0
	触法行為等	13	8	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	24	0
育成 相談	性格行動	92	25	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		0	0	120	0
	不登校	11	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	13	0
	適性	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	4	0
	育児・しつけ	16	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	17	0
その他の相談		422	4	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1		0	0	432	0
計		5,783	653	93	17	0	6	130	0	41	1	0	0	11	4	20	0	6,758	24

(表7) 施設別児童数(措置)

施設種別	施設名	児童数	施設種別	施設名	児童数
児童養護施設	富浦学園	9	障害児入所施設(福祉型)	ねむの木学園	1
	平和園	4		不二学園	9
	恩寵園	14		豊四季光風園	1
	成田学園	3		ありのみ学園	1
	香取学園松葉寮	1		桐友学園	1
	子山ホーム	3		香取学園龍ヶ谷寮	4
	獅子吼園	4		楓の木学園	5
	滝郷学園	1		ふる里学舎千倉	1
	蛍雪学園	7		袖ヶ浦のびろ学園	1
	房総双葉学園	10		上の原学園	1
	ひかりの子学園	1		筑峯学園	1
	野の花の家	4		慈光良児園	2
	晴香園	5		鹿島育成園	1
	ほうゆうキッズホーム	19		わかたけキッズ	2
	はぐくみの杜君津	2		ふる里学舎蔵波青年寮	2
	びつき	1		白河こひつじ園	1
	千葉みらい響の杜学園	5			0
	東海学園	3			0
	一宮学園	10		小計	34
		0		愛育園(肢体)	1
		0		愛育園(重心)	1
		0		紫香楽病院	1
		0		千葉東病院	1
		0		千葉市桜木園	2
	小計	106		小計	6
乳児院	エンジェルホーム	15	施設合計		
	ほうゆうベビーホーム	1			
	聖愛乳児園	1			
	小計	17			
児童自立支援施設	生実学校	4	ファミリーホーム	スマイル	4
		0		せんすい	4
		0		みらいホーム	4
	小計	4		ふるかわ	3
児童心理治療施設	望みの門木下記念学園	3		吉成	1
		0		うっちはー	1
	小計	3		松田ホーム	5
				実感デイズ	1
			小計		
			里親		
			42		
			ファミリーホーム・里親合計		
			65		
※本市が入所措置をとった児童数についてのみ計上。			合計		
			235		

(表8) 施設入所・解除状況(措置)

施設種別	児童養護施設	乳児院	里親	ファミリーホーム	児童自立支援施設	児童心理治療施設	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	令和5年3月31日現在	
									入所	解除
入所	23	8	8	3	5	2	3	0	52	35
解除	10	3	8	3	5	0	6	0		

### 3 電話相談

近年の核家族化、ライフスタイルの多様化等により、子育てについての不安・悩みを抱える家族が増加している中、複雑多様化する児童の問題に対応するため、電話の持つ即時性・匿名性・簡便性の機能を活用した援助を目的とする電話相談を行っている。相談の受付は、月曜から金曜の午前9時から午後4時30分とし、4名の電話相談員が交代で受け付けている。

令和4年度の電話相談件数は270件で、前年度と比べて44件少なかった。相談内容は、育成相談が146件と全体の54.1%であり、その中でも性格行動相談が最も多くを占めている。

(表9) 対象者別件数（電話相談）

乳幼児	小学生	中学生	高校生以上	計
46	149	52	23	270



(表10) 種別受付件数（電話相談）

養護相談	保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	
		肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯	触法行為等	性格行動	不登校	不適性	育児・しつけ			
3	4	7	0	0	7	0	2	9	2	0	115	15	6	10	90	270

(表11) 性格行動相談の内容別件数（電話相談）

非社会的行動				反社会的行動				神経症習癖				その他						計			
孤立・内気	無力	穢れ	その他の	反抗・乱暴	盗み・持ち出し	その他の	指チックや・爪ぶかりみ	夜尿・遺尿・遺糞	夜驚・ねぼけ	身体症状の訴え	強迫的行動	その他の	親子関係	落ち着きのなさ	集団不適応	学校への不満	いじめ	友達関係	春期問題	その他の	
0	0	0	0	6	2	0	0	3	0	0	0	0	37	0	1	51	2	3	4	6	115

(表12) 処理別件数（電話相談）

助言指導	来所指示	他機関あっせん	その他	計
178	0	51	41	270

### III 里親支援業務

里親制度とは、養育する者がいないまたは保護者に監護させることが不適当である等の事情により家庭で暮らせなくなった児童を、児童福祉法に基づき里親に委託する制度である。新生児から高年齢児まで、すべての児童を対象としている。

保護者の元から離れなければならなくなつた子どもたちに、特定の大人から愛情を受け、それぞれの育ちに応じたケアを受け、健やかに育つ環境を整えることは、子どもにとって非常に重要である。ひとりでも多くの子どもにその機会が与えられるよう、本市においては、平成28年度より里親業務を専門に担当する里親支援班を新設し、制度の推進を図っている。また里親同様、自宅で最大6名まで子どもを養育できるのがファミリーホームである。

里親には、以下の4つの種類がある。

- ① 養育里親（保護者の元で暮らせるようになるまで、または自立するまでの間養育する里親）
- ② 専門里親（養育里親のうち、より専門的な知識、経験を有する里親を専門里親として登録する）
- ③ 養子縁組里親（養子縁組を前提として、養育する里親）
- ④ 親族里親（扶養義務のある親族が、児童を養育する里親）

#### 1 業務内容

- (1) 里親の認定登録に関すること
  - ・希望者の相談受付、養子縁組里親の登録前の研修・実習の実施、調査の実施
- (2) 新規委託の調整（選定・マッチング等）
  - ・里親委託希望の児童に対する受託里親の選定に関する調整
  - ・委託に向けた交流の調整
  - ・受託時に必要な手続きの調整、同行
- (3) 委託（一時保護含む）後の里親家庭への家庭訪問や面接、関係機関との調整
- (4) 里親に対する研修や情報提供
- (5) 里親制度についての広報啓発
- (6) ファミリーホームへの支援
- (7) 里親養育包括支援事業業務委託に関すること
  - ・養育里親の啓発から委託後支援を民間事業者に委託し、協働して制度推進を図る
- (8) 里親会との連携

## 2 令和4年度実施状況

里親及び市内支援機関との協働のもと、里親制度の促進・普及に加えて、里親家庭で暮らす子どものよりよい暮らしを支える体制づくりを目指し、以下のような取り組みを行った。

### (1) 里親の認定登録・研修に関するここと

ア 新規登録里親家庭数 12組

イ 研修体制

児童相談所、里親養育包括支援事業受託事業者で行う研修を、国の通知に基づき見直しを行い、以下のように登録前から登録後も研修を受講できるようにした。

- ① 登録前研修においては、社会的養護の現状や里親に求められる役割が理解できるよう、実習を基礎研修1日、登録前研修2日とすることでその目的を明確化した。
- ② 養子縁組里親登録前研修を1日→2日とし、内容の見直しを図った。
- ③ スキルアップ研修（登録里親対象） 年2回（里親養育包括支援事業者に委託）
- ④ ぶち学びの会（月1回）里親、里親支援機関、児童相談所職員を対象として実施した。

### スキルアップ研修の概要

#### 第一回 令和4年8月29日

テー マ：ライフストーリーワーク～子どもの未来に向けて～

講 師：立命館大学 准教授 徳永 祥子 氏

内 容：ライフストーリーにまつわる子どものサインをキャッチし、丁寧に扱っていく方法を考える。

#### 第二回 令和5年3月19日

テー マ：子どもの権利擁護って何？

～日々の実践の中から考えてみよう～

講 師 CV：V副代表 中村みどり 氏

内 容：子どもの権利とは、子どもの権利を守るとは何かを日々の養育の中から考える。



## 参考：里親の研修体系【認定前研修】



### (2) 委託に関すること

- 新規委託児童数 里親 8 名 ファミリーホーム 3 名
- 特別養子縁組成立件数 1 件

### (3) 制度推進に関すること

#### ア 里親養育包括支援事業委託

NPO 法人「キーアセット」に事業委託。養育里親の新規開拓から委託後支援まで包括的に実施。

#### イ 里親委託等推進委員会 2 回

#### ウ 市政だより

制度説明会等イベント及び制度周知を実施

#### エ 市ラジオ番組・市 Twitter の活用

10 月の里親月間に合わせたラジオでの制度周知、Twitter での制度、イベント周知

#### オ パネル展示への参加

毎年実施しているパネル展示に児童相談所も参加し、社会的養護の理解を促した。

パネル展示の期間に合わせて、同会場内ホールでイベント（里親養育体験談）を開催。

#### カ 市職員の退職者向けチラシ配布

市職員には教職員、保健師、保育士等児童福祉に関連のある人材が多いこと等から、退職者に向けて里親制度の啓発チラシを配布した。

## ～パネル展示の様子～

会場:千葉市生涯学習センターアトリウム

展示期間:11月1日～8日

展示期間中の来場者数は491名にのぼった。



### (4) 里親支援体制

#### ア レスパイトの活用促進

- ・レスパイト受託を新規登録里親に依頼し、養育力向上につなげる。地域の里親同士で繋がるきっかけの一助とし、レスパイト利用のハードルを下げることで受託里親の養育負担を減らす。

令和4年度実績：17回

#### イ サポーター事業の開始（令和4年度新規）

里親の養育負担軽減のため、里親家庭へのサポーター派遣事業を開始。

##### ① 育児サポーター事業

一時保護委託中および委託後5年以内の里親を対象に、家事・育児支援を行う。

令和4年度実績：10回（延べ利用回数）

## ② 学習サポーター事業

里親家庭およびファミリーホームに委託されている小学1年生～中学3年生までの児童および里親の実子を対象に、大学生等を派遣し学習支援を行う。

令和4年度実績：23回（延べ利用回数）

## ウ 里親賠償責任保険の市加入（令和4年度新規）

委託を受けた里親のうち、里親会の会員については全国里親会の賠償責任保険に里親会を通じて加入していたが、加入者を千葉市とし、すべての措置、一時保護委託、レスパイクを対象として保険適用できる体制を構築した。

## 3 里親の状況

令和5年3月31日現在の里親登録数は103組（うち親族里親2組）であり、そのうち40組（ファミリーホーム含む）の里親に児童が委託されている。登録里親数では養育里親が最も多く、次いで養子縁組里親となっている。（表1）

委託されている児童の数は、小学生年齢児が最も多くなっている。（表2）

里親・ファミリーホームへの委託児童数は、平成30年度と比べて4人増加、里親委託率は4.5ポイント上昇している。（表3）

（表1）里親の状況

種別	登録里親数	受託里親数
養育里親（組）	79	31
専門里親（人）	6	0
養子縁組里親（組）	21	1
親族里親（組）	2	2
ファミリーホーム	6	6
計	103	40

（表2）里親委託の状況

委託児童数 年令	里親	ファミリー ホーム	計
0～2歳	7	3	10
3～6歳	8	2	10
7～12歳	17	7	24
13～15歳	5	4	9
16歳以上	5	7	12
計	42	23	65

※うち3人は管轄外の里親・ファミリーホームへの委託

(表 3) 里親等委託率の推移

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
里親・ファミリーホーム委託児童数	53	56	62	65	65
要保護児童数	176	163	168	170	188
里親等委託率 (%)	30.1	34.4	36.9	38.2	34.6



## IV 虐待対策業務

平成元年に国連総会にて子どもの権利条約が採択され、平成6年には日本でも子どもの権利条約を批准することになった。子どもの権利擁護とりわけ児童虐待が社会的な問題として認識されるようになり、こうした社会背景を受け、平成12年に議員立法により「児童虐待の防止に関する法律」が制定された。これ以降、児童虐待に関する通告や一時保護が急増し、児童虐待に対応するため児童相談所の体制強化を始めとした法改正等が重ねられてきたところである。

本市では、これら社会情勢及び子どもの権利擁護に対する取り組みとして、虐待対策班を新設し、児童虐待に関する専門性の向上及び強固な体制の維持に努めているところである。

なお「児童虐待の防止等に関する法律」において、児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年者後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）がその監護する子ども（18歳未満）の人権を著しく侵害し、その心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為として定義されている。

### 虐待行為の4類型 「児童虐待の防止等に関する法律」第2条

#### ◎身体的虐待

- ・子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

#### ◎性的虐待

- ・子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること

#### ◎ネグレクト

- ・子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的、性的及び心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

#### ◎心理的虐待

- ・子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上同様の事情等にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

## 1 業務内容

### （1）児童虐待通告等に係る対応

児童相談所では、児童虐待通告等を受け付けると児童福祉司が中心となり、直接若しくは学校保育所等の関係機関などの協力を得て、原則 48 時間以内に子ども（同様の条件下にあるきょうだいを含む。）の安全確認を行い、合わせて子どもや家族の状況等に関する調査を行う。この結果を以て一時保護を必要と判断した場合には、子どもを児童相談所に付設する一時保護所に入所させるか、児童福祉施設や病院など他の適切な機関等に一時保護を委託する。また、児童虐待が行われているおそれがある場合に子どもの安全確認等が困難な際には、立入調査や臨検等を行い、子どもの安全確保を最優先に図っている。

### （2）児童虐待に係る統計分析や広報・啓発

当児童相談所において受理し、対応した児童虐待ケースに関する統計分析などを行い、児童虐待の予防や防止に向けた適切な対応を行うための基礎資料としている。また、児童虐待に係している機関（者）に対し、児童虐待の予防や防止などに関する研修会等を行っている。

### （3）児童虐待に係る関係機関との連絡・調整・支援

児童虐待に関しては、関係機関（者）との連携の強化・調整を図り、家族支援について迅速かつ適切に対応する必要がある。要保護児童対策及びDV防止地域協議会を適宜活用し、情報交換や援助検討などを行っている。また必要に応じて同行訪問や対応の助言等を行い、地域で子どもと家族を支援する体制づくりを行っている。

## 2 虐待通告受付・対応状況

虐待通告受付件数と対応件数（当該年度に受け付け対応した件数）は以下のとおりである。

虐待通告の経路は警察からが 988 件（約 40%）と最も多く、次いで学校・教育委員会からが 399 件（約 16%）であった。また、近隣・知人からの通告も 316 件（約 13%）あり、これら 3 つの経路で全体の約 69%を占めている（表 4）。

虐待通告の対象児童の年齢内訳は就学前の児童で 976 件と約 39%を占めており、小学生（915 件）まで含めると全体の約 76%となる。虐待通告の種別については心理的虐待ケースが 1,311 件（約 53%）と最も多い。

なお、令和 4 年度より中央区こども家庭課に、こども家庭総合支援拠点の機能が付与されたことに伴い、一定の条件にある通告については、中央区こども家庭課に送致している。令和 4 年度の送致件数は、112 件であった。

（表 1）虐待通告受付件数（推移）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
件数	805	782	1,093	1,122	1,122	1,510	1,736	1,784	2,409	2,358

（表 2）虐待通告対応件数（種別推移）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
身体的虐待	250	215	371	361	377	568	519	519	535	679
性的虐待	21	11	11	9	6	18	16	17	26	11
心理的虐待	360	340	482	545	534	675	823	999	1,387	1,423
ネグレクト	182	220	237	220	186	252	296	231	329	359
計	813	786	1,101	1,135	1,103	1,513	1,654	1,766	2,277	2,472

（表 3）虐待通告対応件数（区分）

区	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑 区	美浜区	市 外	計
対応件数	591	379	386	409	377	323	7	2,472

（表 4）虐待通告経路別対応件数

	都道府県・市町村				認保育定所・こども幼稚園・園・	指定発達支援施設・医機関・	児童福祉センター・庭	警察	医療機関	教育委員会・	児童委員	家庭教育委員会・	親族	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	保健所	保健センター	その他の												
件 数	25	63	30	4	142	4	7	988	147	399	1	171	55	316	46	74	2,472

(表5－1) 種別件数(年齢別)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	送致	計
0歳以上3歳未満		55	1	267	84	33	440
3歳以上就学未満		146	1	281	81	27	536
小 学 生		300	1	459	117	38	915
中 学 生		110	6	194	45	9	364
高 校 生 以 上		68	2	110	32	5	217
計		679	11	1,311	359	112	2,472

(表5－2) 種別件数(性別)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	送致	計
男		418		652	177	69	1,163
女		261	11	659	182	43	1,114
計		679	11	1,311	359	112	2,277

(表6) 援助の状況

		継続指導	助言指導	対応中
件数		220	2,173	79

(表7) 安全確認等(児童虐待防止法関係)

	安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・捜索	援助要請
件数	2,472	4	2	0	0	24

### 3 広報・啓発活動

#### 児童虐待関係機関職員研修会の開催

##### (1) 目的

日頃、子どもと関わりのある関係機関の職員に対して、児童虐待に関する専門的知識修得のための研修を行うことにより、児童虐待への適切な対応と防止を図る。

##### (2) 内容

ア 千葉市における児童虐待の傾向および、虐待通告時のポイントについて

イ 「幼稚園、保育施設等における児童虐待の早期発見・対応・その後の関わり方について」

社会福祉法人 子どもの虐待防止センター 理事長 松田 博雄 氏

##### (3) 開催実績

実 施 日 : 令和4年12月23日（金）

実施場所 : Zoom（オンライン）

参加機関数 : 54 機関

### 4 夜間電話相談

児童虐待の相談・通報や子育ての悩みなどの一般相談について、夜間帯においても対応できる体制をとっている。午後5時30分から翌朝8時45分の間、輪番制により毎日1名が電話対応を行っている。（※令和3年度より、社会福祉法人への委託（午後6時15分から翌朝8時30分までの間）の形態としている。）

（表8）

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
虐待相談	171	229	208	155	105
一般相談	1,110	886	783	687	903
計	1,281	1,115	991	842	1,008

## 5 参考（法改正等）

(表7)

和暦	法制度	変遷内容
平成元年	国連総会にて子どもの権利条約採択	
平成6年	子どもの権利に関する条約に批准	
平成12年	児童虐待防止等に関する法律制定	議員立法
平成16年	児童虐待防止等に関する法律改正	児童虐待の定義見直し、通告義務の拡大、市町村の役割明確化、要対協の法定化
平成19年	児童虐待防止等に関する法律改正	立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限強化
平成23年	児童虐待防止等に関する法律改正	親権停止及び管理権喪失の審判等について児相長に申立権の付与
平成28年	児童福祉法改正	目的規定の見直し、市町村支援拠点整備、児童福祉司等の配置基準化、一時保護や自立援助ホームの対象年齢の拡大
平成29年	児童福祉法改正	一時保護（2か月超）司法関与の強化
平成30年	児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策	安全確認の徹底、警察との情報共有の強化等
令和元年	児童福祉法改正	児童福祉司の増員、専門職配置等による児童相談所の機能強化、関係機関との連携強化、児童相談所業務内容の明確化、親権者による体罰の禁止
令和4年	民法改正に伴う児童福祉法改正	民法での懲戒権の削除。子の監護及び教育における親権者の行為規範の制定。 児童福祉法では、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親等に対しても、同様の行為規範を明記



## V 家庭支援業務

家庭支援班の児童福祉司は、区別に担当者を配置し、そこに生活する住民などから児童福祉に関する相談に応じ、関係機関との密接な連携をとりながら、専門的技術に基づいて必要な調査・援助を行っている。

### 1 社会診断

社会診断は、調査により子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境との関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う。

#### (1) 調査とは

子どもの健全な成長発達にとっての最善の利益を確保する観点から、子どもや保護者等の状況等を知るために行われる。そのため、子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら情報の収集を行う。

#### (2) 方法と調査事項

調査の方法には面接（所内面接、訪問面接）、電話、照会、委嘱、立入調査等による方法がある。主に調査する事柄は次のようなものをいう。これら調査で得られた情報をもとに子どもや保護者等に対する最も適切で効果的な援助方針を作成する。

- ③ 子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況
- ④ 子どもの家庭環境、家族の状況
- ⑤ 子どもの生活歴、生育歴
- ⑥ 子ども、保護者等の現況
- ⑦ 過去の相談歴等
- ⑧ 児童相談所以外の機関の子ども・家族への援助経過
- ⑨ 援助等に関する子どもや保護者等の意向
- ⑩ その他必要と思われる事項

## 2 個別指導

児童福祉法第26条及び第27条による指導は、児童福祉司の職務の中核をなすもので、被虐待児童のみならず、養育困難を主訴とした家庭、非行等性格行動の課題がある児童に対する指導まで多岐にわたる。前頁1の社会診断や、心理診断・行動診断をもとに、個別に援助方針をたて、個々の児童や家庭の状況にあわせた指導、支援を行う。

### (1) 助言指導

数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる場合に、目的や効果等を考慮し、電話、文書、面接等適切な方法を工夫し行う。

### (2) 継続指導

複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的にソーシャルワークを行う。自立援助ホーム利用中の児童の自立支援および家庭との関係調整等も含む。

### (3) 法第27条第1項3号の措置により施設等入所中の家庭への指導

施設入所等の措置となった家庭について、家庭復帰や自立に向けた課題の解決のための指導を行う。

- ・家庭訪問：養育環境や家族の生活状況の確認など必要に応じた指導等を行う。
- ・通所面接：家庭での課題の振り返りや親子のかかわりに関する指導等を行う。
- ・面会交流：家族関係の調整等、個々の援助方針に沿って家族との面会や交流を行う。

### **3 担当地域の把握と関係機関との連絡調整**

担当地域に関する実状を把握することは、子どもの福祉を守り適切な保護指導を行う上で重要であり、関係機関と連絡を密にし、適確な情報把握に努めている。

#### **(1) 児童家庭支援センターとの連携**

市内 4 か所に設置されている児童家庭支援センターとは、日々情報共有に努め、家庭への支援の役割を分担しながら連携している。児童福祉法第 27 条第 1 項第 2 号により指導を委託するものもある。

#### **(2) 要保護児童対策地域協議会**

定期的に実施される実務者会議への出席、個別支援会議の開催など、連携した支援ができるよう情報共有や役割分担を図る。

#### **(3) アフターケア事業の活用**

家庭以外の社会的養護等で暮らす児童が、就労や進学により退所等する場合において、自立後の安定した支援者の存在が必要である。出身施設等のアフターケアに加え、進路の状況や児童の特性などに応じて、アフターケア事業者へつなぐことも積極的に行っており、令和 4 年度は、38 名の児童の支援を依頼している。

アフターケアを担う事業者と定期的な支援報告会を開催し、令和 4 年度は 1 回実施した。

### **4 子どもの権利擁護に関すること**

法務担当官（弁護士）を配置し、子どもの援助の選択や年齢に応じた意向の反映等について助言を求めている。また、未成年後見人選任の申し立てに関する手続きにも協力を得ており、令和 4 年度は 1 件の申し立てを行った。

法的手続きを際して、子どもへの説明や意見聴取、裁判書類への子どもの意向の反映等について、法務担当官が面接やカンファレンスに同席するなど、子どもの意見表明の機会確保に努めている。

## VI 診断指導業務

問題や困難に直面している子どもの福祉の向上を図るために、その子どもの心身の状態を十分に把握し、適切な援助に結びつけていくことが不可欠である。

このため、児童心理司、言語聴覚士、医師などの専門職員が担当し、所内での各種診断及び判定（総合診断）に基づいて必要な援助を行っている。



### 1 診断・指導実施状況

(表1) 診断・指導実施件数

		合計	虐待（再掲）	非行（再掲）
令和4年度	延べ件数	9,194	3,004	406
	児童心理司（再掲）	8,099	2,856	401
	言語聴覚士（再掲）	1,095	148	5
令和3年度	延べ件数	11,536	3,730	442
令和2年度	延べ件数	11,047	4,420	265

(表2) 医学診断等実施件数（延べ件数）

区分・相談種別	合計	虐待（再掲）	非行（再掲）
令和4年度	医学診断指導	1,551	350
	検査（身体測定）	459	399
	検査（聴力検査）	23	8
	合計	2,033	757
令和3年度	2,289	388	30
令和2年度	1,831	553	46

## 2 心理検査等実施状況

面接、観察とともに様々な検査は子どもを総合的に理解する上で重要な方法の一つである。

検査には知能の程度や特性を把握するための知能検査、運動・社会性・言語等の領域における発達の状態を把握するための発達検査、性格・行動特性等を把握するための性格検査等が含まれ、目的に応じて実施している。そのほかの検査には構音検査などの言語検査が多く含まれる。（表3）

(表3) 心理検査等実施件数

相談区分		合計	虐待(再掲)	非行(再掲)
検査名				
知能検査	田中ビネー K-ABC WISC-Ⅲ WPPSI ITPA 等	852	87	7
発達検査	遠城寺式 新版K式 S-M JMAP 等	271	11	2
人格検査	SCT,Y-G P-Fスタディ ロールシャッハ TAT,CAT HTP 等	106	58	15
その他	言語発達遅滞 絵画語彙発達 フロステイック 構音検査 職業適性 等	259	32	4
合 計		1,488	188	28

### 3 療育手帳に関する判定状況

#### (1) 療育手帳制度

「千葉市療育手帳制度実施要綱」に基づき、知的障害児の療育手帳に係る判定については、児童相談所が医学診断、心理診断等の結果に基づき、所内判定会議で障害の有無、障害程度等について検討している。

#### (2) 判定実施状況

(表4) 障害程度及び判定基準

障害程度		障害程度の基準					
最 重 度	(A)	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者					
重 度	Aの1	知能指数がおおむね21～35以下の者で日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者					
	Aの2	知能指数がおおむね36～50以下の者で重複の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者					
中 度	Bの1	上記以外の者で知能指数がおおむね36～50にある者					
軽 度	Bの2	知能指数がおおむね51～75にある者					

(表5) 障害程度別・判定件数

年 度		障害程度	(A)	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	合計	
令 和 4 年 度	新規		(A)	10	24	0	64	209	53	360
	再判定		(A)	67	92	8	115	181	36	499
	計		(A)	77	116	8	179	390	89	859
令和3年度			(A)	134	205	12	248	450	85	1,134
令和2年度			(A)	60	163	13	148	358	35	777

## 4 判定意見書等交付状況

令和4年度の交付件数は下記の通り。これらの判定意見書等は、各種の援護制度利用のため、保護者及び関係各機関からの依頼により交付している（表6）。

障害児保育に係る判定は、子どもの障害程度を証明するものである。また、保育所、幼稚園、学校、施設等からは子どもの指導方針についての意見を求められることがあり、「判定意見書」により対応している。状況によっては当該機関に出張して関係職員と協議することもある。これは、専門的・実際的な面から関係機関のニーズに応えるものであり、児童相談所の重要な役割の一つである。

心理療法適用に関する意見は、乳児院及び児童養護施設に入所している子どもへの心理療法の必要性の有無等について回答したものである。

検査結果の照会に対する回答は公共職業安定所や医療機関に対するものであり、障害児（者）の職業指導や医療機関での治療・療育、障害基礎年金診断書の作成に活用されている。重度児認定書は障害児施設の重度加算に係る認定書である。

（表6）判定意見書等交付件数

内 容	判 定 意 見 書		紹介状	回答		重度児認定書	重度重複障害児認定書	特別児童扶養手当診断書	合 計
	指導 に 関 す る 意 見 書	心 理 療 法 適 用 に 關 す る 意 見 書		障 害 者 相 談 セ ン タ ー へ の 回 答	検 査 結 果 の 照 会 に 關 す る 回 答				
件 数	7	40	紹介状	10	155	485	28	18	468 1,211



## 5 1歳6か月児、3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導事業

乳幼児の精密健康診査及び事後指導は、障害の早期発見・早期治療を目的として行われている。

1歳6か月児、3歳児健康診査の結果、より精密に健康診査を行う必要のある子どものうち、精神発達面に障害等が疑われるものに対して、保健所等からの依頼・通告により児童相談所が精神発達精密健康診査を実施している。

(表7) 1歳6か月児精神発達精密健康診査実施件数(実件数)

会場	相談種別	言語	知的障害	発達障害	性格行動	しつけ	その他	合計
令和4年度	中央保健福祉センター	4	2	9	0	2	3	20
	花見川保健福祉センター	12	12	1	0	0	0	25
	稻毛保健福祉センター	7	8	3	0	0	0	18
	若葉保健福祉センター	2	15	0	0	0	1	18
	緑保健福祉センター	8	7	3	2	0	0	20
	美浜保健福祉センター	17	0	4	3	0	0	24
	合計	50	44	20	5	2	4	125
令和3年度		58	64	10	9	0	3	144
令和2年度		66	57	4	5	1	0	133

(表8) 3歳児精神発達精密健康診査実施件数(実件数)

会場	相談種別	言語	知的障害	発達障害	性格行動	しつけ	その他	合計
令和4年度	中央保健福祉センター	4	1	13	1	1	2	22
	花見川保健福祉センター	5	4	1	7	0	1	18
	稻毛保健福祉センター	10	7	10	0	0	0	27
	若葉保健福祉センター	1	8	7	3	0	0	19
	緑保健福祉センター	4	2	6	5	0	1	18
	美浜保健福祉センター	5	0	1	5	0	0	11
	合計	29	22	38	21	1	4	115
令和3年度		30	21	5	34	0	1	91
令和2年度		27	18	14	28	0	0	87

(表9) 精神発達精密健康診査事後指導実施件数(実件数)

年齢別	1歳6か月児	3歳児
令和4年度	2	15
令和3年度	4	10
令和2年度	12	15

## 6 各種事業

### 親子集団通所指導事業①

スタッフ：言語聴覚士・児童心理司 頻度等：週 1×5 回を 1 クール（11 月～12 月）

#### 対象

心理相談事後指導ケースおよび継続指導ケース（ことばややり取りに困り感のある 5 歳児およびその保護者）

参加者：親子 5 組 延べ 44 人

#### 内容

課題および保護者のグループワーク  
(言語発達の促進および保護者の孤立感の軽減を目指す)

### 親子集団通所指導事業②

スタッフ：言語聴覚士・児童心理司 頻度等：週 1×4 回を 1 クール（3 月）

#### 対象

1 歳半 3 歳児健診事後指導ケースおよび継続指導ケース（ことばややり取りに困り感のある 6 歳児およびその保護者）

参加者：親子 4 組 延べ 32 人

#### 内容

課題および保護者のグループワーク  
(就学に備え、言語発達の促進およびやり取りの力を伸ばす。保護者の孤立感の軽減もはかる)

### 親子集団通所指導事業③

スタッフ：児童心理司・言語聴覚士 頻度等：年 1 回（8 月・3 月）

#### 対象

吃音を持つ 5、6 歳児の親子 6 組  
参加者：延べ 28 人

#### 内容

課題及び保護者のグループワーク（やり取りの力を伸ばす。児、保護者の孤立感の軽減をはかる）

### 一時保護所学童グループ①

スタッフ：児童心理司・一時保護所心理司・言語聴覚士 頻度等：月 1 回（通年）

#### 対象

一時保護中の小学生以上の児童

参加者：延べ 99 人

#### 内容

コラージュ作成（集団でコラージュを作成し、グループ体験や作品を味わう）

### 一時保護所学童グループ②

スタッフ：児童心理司・一時保護所心理司・言語聴覚士 頻度等：月 1 回（通年）

#### 対象

一時保護中の小学生高学年以上の児童

参加者：延べ 53 人

#### 内容

心理教育グループ「ポジれん」（自他の気持ちの理解、ポジティブな問題解決方法を考える）

### いちは幼児グループ

スタッフ：言語聴覚士・一時保護所心理司 頻度等：週 1×2 回を 1 クール

#### 対象

一時保護中の 5 歳児

参加者：延べ 13 人

#### 内容

相手の気持ちや自分の気持ちについて考えことばで伝える力を育てる

## いちほことばグループ

スタッフ：言語聴覚士・児童心理司・一時保護所心理司 頻度等：週 1×4 回を 1 クール

### 対象

一時保護中の小学生低学年の児童

参加者：延べ 35 人

### 内容

言語療法グループ（相手の気持ちや自分の気持ちについて考え伝える力を育てる）

## 言語聴覚士施設訪問指導事業

※所内で行う事業のほか、施設訪問事業も行っている。

スタッフ：言語聴覚士・施設心理職員 頻度等：通年 10 回

### 対象

乳児院「エンジェルホーム」在籍幼児

参加者：延べ 90 人

### 内容

乳児院を訪問し、活動に参加し、行動観察を行う。活動後施設職員とカンファレンスを行い、生活に生かす。

## 家族援助技術研修

スタッフ：児童心理司（外部講師：大学教授・講師等） 頻度等：年 4 回

### 対象

所内および県内児童相談所職員、市内各区保健福祉センター職員

参加者：136 人

### 内容

外部講師を招き家族援助技術の習得推進をはかる

○アドラー心理学に学ぶ育児支援

○ロールシャッハからわかること～家族支援への活用も含めて～

○発達障害・問題行動がみられる家庭に関する事例検討（2 回開催）

## VII 一時保護業務

一時保護所の業務は、児童指導員・保育士・心理司・医師・看護師・栄養士・学習支援員等からなり、児童福祉法に基づき必要と認められる期間、子どもを 24 時間体制で保護している。また一時保護所以外にも里親や乳児院などに一時保護を委託する場合がある。

### 1 一時保護の目的と必要性

一時保護の目的は、子どもの安全と生活の場を確保することであるが、その必要性は様々な理由により、概ね次の通りとなっている。

#### (1) 緊急保護

- ① 弃児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- ② 虐待、放任等の理由によりその子供を家庭から一時引き離す必要がある場合
- ③ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはその恐れがある場合

#### (2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

#### (3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導が有効と判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難または不適当であると判断される場合

#### 児童福祉法第 33 条

児童相談所長は、必要があると認められるときは、第 26 条第 1 項の措置をとるに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。



## 2 一時保護の期間、援助の基本

一時保護は子どもの生活を制限し、一部権利を侵害することにもなるので、その期間は概ね2か月以内を限度とし、一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。また子どもは危機的状況の中で一時保護される場合もあるので、保護中はその目的にかかわらず子どもの心身の安定を十分に図る必要がある。

## 3 一時保護の入所に際して

所内会議で一時保護が決定された子どもについて、担当児童福祉司と調整のうえ入所を迎える。入所する際は、子どもの健康状態、生活習慣や子どもの心身の状態、または家族の関係性、交友関係について十分把握しておくことが必要となる。入所時においては、子ども及び保護者との面接（インテーク）を行い、入所の経緯や目的を確認するとともに、所持品や服薬等の確認も行う。また一時保護所内での生活の様子を説明し、子どもの不安を解消し気持ちの安定を図ることに努めている。

## 4 一時保護所の子どもの生活

### （1）生活

子どもの感情の動きを十分に把握し心身の安定化を図るよう留意しながら、起床から就寝までの基本的な日課を立て、規則的な生活を過ごしている。学齢児に対しては学力その他を考慮した学習指導、幼児に対しては情緒の安定、発達課題に応じた基本的生活習慣の習得を配慮した保育も行っている。

### （2）日課

子どもとの交流の場を重視しながら、弾力的な運用をして子どもの理解につなげている。

時 間	日 課
7：00	起床
8：00	朝食
8：50	朝読書
9：30	学習（土・日曜日：授業はなく自由時間）※幼児は保育
12：00	昼食・自由時間　　※幼児は午睡（12：30～14：00）その後は保育
13：15	月・水・木曜日は体育、火・金曜日は総合学習、土・日は自由時間
14：45	掃除・おやつ・自由時間・入浴
18：00	夕食
18：35	日記（1日の振り返り）夕読書
19：00	自由時間
20：00	就寝 幼児（小学生低学年は21：00、高学年以上は22：00）

### （3）学習について

午前中は、国語、算数（数学）の基礎学習を中心に、午後は、隔日体育と総合の学習に取り組んでいる。また、道徳教育を導入し、特別活動の時間には、アンガーマネジメント（怒りの管理办法）やSST（社会生活技能訓練）やSGE（構造的グループ・エンカウンター）を実施している。

さらに、ゲストティーチャーを招いての科学工作、制作学習や健康教育等、幅広く取り組んでいる。また、小学校低学年児童は、男女共修授業で学習形態をとっている。さらに高校生年代は興味や到達度に応じた学習や、自主性を促す作業学習にも取り組んでいる。年齢や成長段階、または興味や関心度合いなどの特性を考慮し、一人ひとりに合わせた学習を進めている。

### （4）保育活動の充実

幼児期は、知的・感情的な面や人間関係においても、日々急速に成長する時期であることから、一時保護中の幼児に対しては、よりきめ細やかな対応を目指している。そのため、月ごとに幼児に対する保育担当職員を決め、保育活動計画の作成・運用を用いた全体目つ継続した保育を目指している。令和2年度に幼児棟増築に伴い、幼児の保護定員が5人から10人に増員された。それに伴い、幼児の活動スペースが拡張され、より充実した保育が可能となった。また、学齢児との生活スペースの分離を図ることで、より保育者との基本的信頼関係の構築、幼児のペースに合わせた生活を過ごすようになった。

### （5）所内活動や所外活動について

可能な限り開放的な一時保護所の生活を目指し、様々な社会経験となる体験活動を積極的に取り入れている。昨年度は新型コロナウィルスの感染拡大防止のため一部制限しながらの活動となつた。主な活動としては、夕涼み会やクリスマス会などの季節の催し、移動図書館の利用、読み聞かせ会といった知的探求心の向上を目指した取り組み、その他にも花火大会、映画鑑賞や焼肉パーティ等を実施した。所外活動としては、体験学習の枠を広げていちご狩り、科学館「きぼーる」での実験学習やプラネタリウム観賞、職業体験施設への見学、動物公園での所外学習を行つてゐる。その他にも定期的に行つてゐる行事として、工作教室やクッキング、リトミックなども行つてゐる。





## 令和4年度 主な行事カレンダー

4月

- ・新入学お祝い



5月

こどもの日



・春の遠足

- ・科学館見学
- ・焼肉パーティ



6月

- ・実験工作教室



7月

- ・ダンス教室
- ・所内映画
- ・花火大会  
(中止)



9月

- ・夕涼み会



10月

- ・実験教室
- ・芋ほり（中止）



11月

- ・ダンス教室



12月

- ・所外映画鑑賞会
- ・美術館鑑賞
- ・クリスマス会



1月

- ・正月行事
- ・焼肉パーティー



2月

- ・所外科学館
- ・移動図書館
- ・カンドゥー



3月

- ・いちご狩り
- ・幼児遠足（動物公園）



※コロナ禍により一部行事を見合させており、例年よりも行事が少なくなっています。

## 5 一時保護状況

令和4年度中に一時保護（退所まで対応）をした児童は350人、年間を通しての所内一時保護の延べ人数は20,502人で、昨年度より増加している。一時保護受付の総児童数は345人で、その年齢別内訳では、0～5歳80人(23.2%)、6～11歳114人(33.0%)、12～14歳73人(21.2%)、15歳以上78人(22.6%)となっている。相談種別ごとの保護児童の主な内訳は、養護が304人と多く、それに続いて非行25人、障害が7人、育成が5人であった。（表1）

地域別では中央区92人(26.6%)、花見川区43人(12.5%)、稲毛区48人(13.9%)、若葉区64人(18.6%)、緑区47人(13.6%)、美浜区37人(10.7%)、その他14人(4.1%)である。（表2）

令和4年度に一時保護委託（委託解除）をした児童は98人で、その年齢別内訳では、0～5歳74人(75.5%)、6～11歳6人(6.1%)、12～14歳5人(5.1%)、15歳以上13人(13.3%)となっている。（表3）

一時保護解除後の処遇では、家庭引き取り275人(78.4%)、児童福祉施設入所38人(10.9%)、里親委託8人(2.3%)、他児童相談所・機関に移送10人(2.9%)、家庭裁判所送致3人(0.9%)、その他16人(4.6%)で合計350人である。（表6）

(表1) 年齢別・種別 一時保護件数（令和4年度受付分）

種別 年齢別	養護	保健	心身障害	非行	育成	その他	合計
0～5歳	79	0	0	0	0	1	80
6～11歳	106	0	0	6	2	0	114
12～14歳	61	0	1	6	3	2	73
15歳以上	58	0	6	13	0	1	78
合計	304	0	7	25	5	4	345

(表2) 種別・地域別一時保護件数（令和4年度受付分）

種別 地域別	養護	保健	障害	非行	育成	その他	合計	延べ日数
中央区	87	0	1	3	0	1	92	4,362
花見川区	36	0	1	5	1	0	43	3,331
稲毛区	38	0	3	5	1	1	48	1,525
若葉区	59	0	0	2	1	2	64	2,398
緑区	43	0	2	0	2	0	47	1,802
美浜区	29	0	0	8	0	0	37	847
その他	12	0	0	2	0	0	14	825
合計	304	0	7	25	5	4	345	15,090

(表3) 年齢別・種別 一時保護委託の対応件数（令和4年度受付分）

年齢別	種別	養護	保健	心身障害	非行	育成	その他	合計
0~5歳		74	0	0	0	0	0	74
6~11歳		5	0	1	0	0	0	6
12~14歳		4	0	1	0	0	0	5
15歳以上		12	0	1	0	0	0	13
合計		95	0	3	0	0	0	98

(表4) 年齢別・種別 一時保護と一時保護委託 総件数（令和4年度受付分）

年齢別	種別	養護	保健	心身障害	非行	育成	その他	合計
0~5歳		153	0	0	0	0	1	154
6~11歳		111	0	1	6	2	0	120
12~14歳		65	0	2	6	3	2	78
15歳以上		70	0	7	13	0	1	91
合計		399	0	10	25	5	4	443

(表5) 種類別退所児童数の推移

種類別	年度別	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		虐待	その他	虐待	その他	虐待
養護	虐待	170	209	155	153	196
	その他	80	103	135	108	115
保健		0	0	0	0	0
障害		0	0	0	2	7
非行		17	25	14	15	23
育成		12	13	15	8	5
その他		2	10	0	1	4
合計		281	360	319	287	350

※人数は、年度末継続児除く人数。



(表6) 年度内一時保護児童の対応

	児童福祉施設	里親委託	他児童相談所・他機関移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他
人 数	38	8	10	3	275	16
延べ在所日数	7,266	784	105	180	11,082	1,085

※人数は、年度末継続児除く人数。

(表7) 年間延べ在所人数と一人当たりの平均在所日数の推移

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
延べ在所日数	12,321	14,241	16,278	17,515	20,502
平均在所日数	43.8	39.6	51.0	60.6	58.6

※人数は、前年度からの継続入所児童を除く人数。



## コラム

### 「児童相談におけるチームアプローチを考える」

突然ですが…ちょっと家族の話をさせてください。  
健康診断で高血圧が発見されて、毎日薬を飲む父がいます。かかりつけ医への定期受診の際には、先生に気になることを相談し、もし悪化のサインがあれば、大きな病院を紹介されて受診し、万が一、症状が重篤になれば専門病院での検査や手術など高次の医療へつながります。

家族はこれから変化と各機関の役割を当たり前に理解して、話し合っています。



このように、保健・医療システムでは「健康の維持や疾病発生の予防・早期発見（ポピュレーションアプローチ）」と「疾病発生時や重症化すると専門病院等での集中治療（ハイリスクアプローチ）」を使い分けて活用することが浸透しています。

子ども相談にあてはめるとどうでしょうか。

児童相談所は、児童福祉法に基づき児童の権利擁護、最善の利益を確保する役割を担っています。大きな看板で、扱う内容は多種多様で多量です。故に、相談内容に含まれるリスクや緊急性を鑑みて、重篤事例を中心に対応しています（専門・大規模病院のように）。

一方で、問題の発生・再発の予防や、長期間の寄り添い支援を中心の事例は、地域のさまざまな機関が日々の支援をされることがフィットしています（地域の保健師さん、かかりつけ医さんのように）。

そのような役割意識をそれぞれが明確に持ち、併せて他機関の特徴も知っておくこと、その上で「子どもの安心安全、健やかな育ち」といったおんなんじ目的をもって手を取り合うこと、それが子ども相談においても、「チームアプローチ」の土台となると考えています。

千葉市は、地域の支援機関（民も官も）が充実してきていると感じています。児童相談所が自らの役割をきちんと果たしつつ、地域の支援スタッフさんと家庭支援のチームプレイを展開して「児相の介入の一手しかない（涙）」という重篤事例が減らせたら。家庭から離れることになった事例も、地域の支援につなげることで家族の再統合により多くつなげられたら。……そもそも、予防・初期のフォローアップを的確に行うことで、児相対応になる事例を減らせたら。子どもも家族も地域の方々も、み~んながハッピーなのだけどな、と増える相談件数を見ながら思う冬です。

千葉市西部児童相談所長

桐岡 真佐子

## 事 業 概 要

令和 5 年 12 月発行

編集・発行 千葉市こども未来局こども未来部

東部児童相談所

西部児童相談所

〒261-0003

千葉市美浜区高浜 3-2-3

TEL 043-277-8820 (東部)

TEL 043-277-8821 (西部)

